

令和7年10月6日

地域振興部経済課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

1 和解の相手方

東京都千代田区大手町一丁目5番5号

株式会社みずほ銀行ファシリティマネジメント部

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和6年10月23日
- (2) 発生場所 東京都江東区東陽四丁目5番18号 江東区産業会館
- (3) 事件の概要 江東区産業会館において、電気温水器排水箇所の経年劣化により、電気温水器膨張水排出装置と排水管との間から漏水が発生し、漏れた水が階下にあるみずほ銀行東陽町支店内のレンジフードを故障させた。

3 決定年月日 令和7年7月14日

4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額 677,600円